

◇ 人委規則

鳥取県公報

平成 30 年 3 月 30 日(金) 号外第 4 5 号

毎週火·金曜日発行

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の施行	亏₹	こ作	半う		
関係人事委員会規則の整備に関する規則 (2) (任用課)・・・・・・・・	•	•		•	2
鳥取県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則(3)(")・・・・	•			•	15
給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則(4)(給与課)・・・・	•			•	17
通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(5) (η)・・・・・・・	•			•	19
管理職手当に関する規則の一部を改正する規則(6)(")・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•			•	21
期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(7)(")				•	25
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(8)(")・・・・・				•	27
公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を気	亡と	りる	5規	Ţ	
則の一部を改正する規則(9) ($^{\prime\prime}$)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•			• ;	30
住居手当に関する規則の一部を改正する規則 (10) (η)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•			• ;	31
職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に	<u>ا</u>	関す	ナる)	
規則の一部を改正する規則 (11) (η)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•			•	32
職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則(12)(11)・・・・					34

人事委員会規則

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係人事委員会規則の 整備に関する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

鳥取県人事委員会規則第2号

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係人事委員会規 則の整備に関する規則

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給与の支給に関する規則(昭和27年鳥取県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

> 改正後 改正前

(休職者の給与)

第16条の2 略

2 前項の場合において、給与条例第12条の2第5号 の規定により支給する休職者の給与は、給料、扶養 手当、地域手当、住居手当及び期末手当について、 それぞれ100分の70(生死不明等の原因である災害 が公務上の災害又は通勤による災害(外国派遣条例 第2条第1項の規定により派遣された職員に係る派 遣先の機関、公益的法人等派遣条例第2条第1項の 規定により派遣された職員に係る同条第3項第1号 に規定する派遣先団体又は公益的法人等への一般職 の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律 第50号) 第10条第1項の規定により退職し引き続き 在職する公益的法人等派遣条例第10条に規定する特 定法人における業務に係る業務上の災害又は通勤に よる災害を含む。)と認められるときにあっては、 100分の100) を乗じて得たものとする。

(休職者の給与)

第16条の2 略

2 前項の場合において、給与条例第12条の2第5号 の規定により支給する休職者の給与は、給料、扶養 手当、地域手当、住居手当及び期末手当について、 それぞれ100分の70(生死不明等の原因である災害 が公務上の災害又は通勤による災害(外国派遣条例 第2条第1項の規定により派遣された職員に係る派 遣先の機関又は公益的法人等派遣条例第2条第1項 の規定により派遣された職員に係る同条第3項第1 号に規定する派遣先団体における業務に係る業務上 の災害又は通勤による災害を含む。) と認められる ときにあっては、100分の100)を乗じて得たものと する。

(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第2条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号)の一部を 次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後 改正前

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和|第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和 26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。) 第4条及び第18条の規定、職員の育児休業等に関す る条例(平成4年鳥取県条例第6号。以下「育児休

(趣旨)

26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。) 第4条及び第18条の規定、職員の育児休業等に関す る条例(平成4年鳥取県条例第6号。以下「育児休 業条例」という。) 第8条及び第23条の規定、鳥取│ 業条例」という。) 第8条及び第23条の規定、鳥取

県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平 成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法人等派遣 条例」という。) 第6条、第7条第4項及び第16条 の規定並びに職員の自己啓発等休業に関する条例 (平成19年鳥取県条例第89号。以下「自己啓発等休 業条例」という。) 第11条及び第13条の規定に基づ き、職員の初任給、昇格、昇給等に関する基準を定 めるものとする。

(人事交流等により異動した場合の号給)

第7条 新たに職員となった者のうち、人事交流等に より次に掲げる者から引き続いて職員(第2号に掲 げる者にあっては、教育職給料表(1)又は教育職給 料表(2)の適用を受ける職員に限る。)となった者 の第3条から前条までの規定に基づいて定められた 初任給の額が、部局内の他の職員と著しい不均衡を 生ずる場合においては、あらかじめ人事委員会の承 認を得て、別にその者の号給を決定することができ る。

 $(1)\sim(4)$ 略

(5) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣 等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第 2項に規定する退職派遣者(以下「退職派遣者」 <u>という。</u>)

(特定の降任の場合の職務の級の特例)

第8条の6 略

2 前項の規定の適用については、降任の理由が、同 2 前項の規定の適用については、降任の理由が、同 項第1号又は第2号の規定に該当する場合は、心身 の故障が公務上の負傷若しくは疾病(外国派遣職員 に係る派遣先の機関、公益的法人等派遣職員に係る 公益的法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定す る派遣先団体又は退職派遣者の在職する公益的法人 等派遣条例第10条に規定する特定法人における業務 に係る業務上の負傷又は疾病を含む。以下同じ。) 又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第 121号) 第2条第2項及び第3項に規定する通勤(公 益的法人等派遣職員及び退職派遣者にあっては、労 働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条 第2項及び第3項に規定する通勤(当該派遣先団体 又は特定法人において就いていた業務に係る就業の 場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及 び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同条 に規定する通勤に該当するものに限る。))をいう。 以下同じ。)による負傷若しくは疾病によるもので

県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平 成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法人等派遣 条例」という。) 第6条及び第7条第4項の規定並 びに職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年 鳥取県条例第89号。以下「自己啓発等休業条例」と いう。) 第11条及び第13条の規定に基づき、職員の 初任給、昇格、昇給等に関する基準を定めるものと する。

(人事交流等により異動した場合の号給)

第7条 新たに職員となった者のうち、人事交流等に より次に掲げる者から引き続いて職員(第2号に掲 げる者にあっては、教育職給料表(1)又は教育職給 料表(2)の適用を受ける職員に限る。) となった者 の第3条から前条までの規定に基づいて定められた 初任給の額が、部局内の他の職員と著しい不均衡を 生ずる場合においては、あらかじめ人事委員会の承 認を得て、別にその者の号給を決定することができ

 $(1)\sim(4)$ 略

(特定の降任の場合の職務の級の特例)

第8条の6 略

項第1号又は第2号の規定に該当する場合は、心身 の故障が公務上の負傷若しくは疾病(外国派遣職員 に係る派遣先の機関又は公益的法人等派遣職員に係 る公益的法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定 する派遣先団体における業務に係る業務上の負傷又 は疾病を含む。以下同じ。) 又は通勤(地方公務員 災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項 及び第3項に規定する通勤(公益的法人等派遣職員 にあっては、労働者災害補償保険法(昭和22年法律 第50号)第7条第2項及び第3項に規定する通勤(当 該派遣先団体において就いていた業務に係る就業の 場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及 び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同条 に規定する通勤に該当するものに限る。))をいう。 以下同じ。)による負傷若しくは疾病によるもので ある場合を除き、任命権者が医師の診断等に基づき 降任の理由が消滅したものと認めた日から、前項第

ある場合を除き、任命権者が医師の診断等に基づき 3号の規定に該当する場合は降任された日から、同 降任の理由が消滅したものと認めた日から、前項第 3号の規定に該当する場合は降任された日から、同 項第4号の規定に該当する場合は復職の日からそれ ぞれ2年を超えてはならない。

3 略

項第4号の規定に該当する場合は復職の日からそれ ぞれ2年を超えてはならない。

3 略

(通勤手当の支給に関する規則の一部改正)

第3条 通勤手当の支給に関する規則(昭和33年鳥取県人事委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

> 改正後 改正前

(支給単位期間)

第5条の3 略

2 前項第1号に掲げる普通交通機関等、特別急行列 2 前項第1号に掲げる普通交通機関等、特別急行列 車又は高速自動車国道等について、次の各号のいず れかに掲げる事由(第10条の2第1項各号に掲げる 事由に該当する事由に限る。) が前項第1号に定め る期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当 該期間に係る最初の月の初日において明らかである 場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する 月(その日が月の初日である場合にあっては、その 日の属する月の前月)までの期間について、同項の 規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期 間(給与条例第10条第2項第1号に規定する支給単 位期間をいう。以下同じ。)を定めることができる。

(1) 略

(2) 次のいずれかに該当して通勤しないこととな

ア~キ 略

ク 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関す る条例(平成14年鳥取県条例第3号。以下「公 益的法人等派遣条例」という。) 第2条第1 項の規定による派遣(以下「公益的法人等派遣」 という。)をされること。

<u>コ</u> 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣 等に関する法律(平成12年法律第50号。以下「公 益的法人等派遣法」という。) 第10条第1項の 規定による退職し引き続いての公益的法人等派 遣条例第10条に規定する特定法人(以下「特定 法人」という。) への在職(以下「退職派遣」 という。)をすること。

$(3)\sim(5)$ 略

(支給単位期間) 第5条の3 略

車又は高速自動車国道等について、次の各号のいず れかに掲げる事由(第10条の2第1項各号に掲げる 事由に該当する事由に限る。) が前項第1号に定め る期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当 該期間に係る最初の月の初日において明らかである 場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する 月(その日が月の初日である場合にあっては、その 日の属する月の前月)までの期間について、同項の 規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期 間(給与条例第10条第2項第1号に規定する支給単 位期間をいう。以下同じ。)を定めることができる。

(1) 略

(2) 次のいずれかに該当して通勤しないこととな

ア~キ 略

ク 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関す る条例(平成14年鳥取県条例第3号)第2条第 1項の規定による派遣(以下「公益的法人等派 遣」という。)をされること。

ケ略

 $(3)\sim(5)$ 略

第5条の4 略

当該各号に掲げる期間が2以上の月にわたることと なったとき(次項に規定する場合に該当していると きを除く。) は、支給単位期間は、その後復職し、 職務に復帰し、又は再び勤務するに至った日の属す る月の翌月(その日が月の初日である場合にあって は、その日の属する月)から開始する。

 $(1)\sim(9)$ 略

(10) 退職派遣をされた場合 退職派遣の期間

3 略

(給与条例第10条第5項の人事委員会規則で定める法) (給与条例第10条第5項の人事委員会規則で定める法) 人)

で定める法人は、次に掲げる法人とする。

 $(1)\sim(4)$ 略

(5) 特定法人

<u>(6)</u> 略

- 定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要 があると認められるものとして人事委員会規則で定 める職員は、次に掲げる職員とする。
 - (1) 公益的法人等派遣から職務に復帰した職員又 は公益的法人等派遣法第10条第1項の規定により 採用される職員のうち給与条例第10条第1項第1 号又は第3号に掲げる職員に該当するもので、当 該復帰の直前の住居(当該復帰の日以後に転居す る場合において、高速自動車国道等を通勤のため 利用する経路に変更が生じないときの当該転居後 の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住 居を含む。) からの通勤のため、高速自動車国道 等でその利用が第9条の6第3項に規定する基準 に照らして通勤事情の改善に相当程度資するもの であると認められるものを利用し、その利用に係 る高速自動車国道等特別料金等を負担することを 常例とするもの(当該復帰の直前の勤務地と所在 する地域を異にする公署に在勤することとなった ことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場 合には当該復帰前の通勤時間より長時間の通勤時 間を要することとなること等の通勤の実情の変更 を生ずる者で、高速自動車国道等を利用しないで 通勤するものとした場合における通勤距離が60キ ロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であ

第5条の4 略

2 月の中途において次の各号に掲げる場合における 2 月の中途において次の各号に掲げる場合における 当該各号に掲げる期間が2以上の月にわたることと なったとき(次項に規定する場合に該当していると きを除く。) は、支給単位期間は、その後復職し、 職務に復帰し、又は再び勤務するに至った日の属す る月の翌月(その日が月の初日である場合にあって は、その日の属する月)から開始する。

 $(1)\sim(9)$ 略

3 略

人)

第9条の8 給与条例第10条第5項の人事委員会規則 第9条の8 給与条例第10条第5項の人事委員会規則 で定める法人は、次に掲げる法人とする。

 $(1)\sim(4)$ 略

<u>(5)</u> 略

- 第9条の11 給与条例第10条第5項の同条第4項の規|第9条の11 給与条例第10条第5項の同条第4項の規 定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要 があると認められるものとして人事委員会規則で定 める職員は、次に掲げる職員とする。
 - (1) 公益的法人等派遣から職務に復帰した職員の うち給与条例第10条第1項第1号又は第3号に掲 げる職員に該当するもので、当該復帰の直前の住 居(当該復帰の日以後に転居する場合において、 高速自動車国道等を通勤のため利用する経路に変 更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委 員会がこれに準ずると認める住居を含む。)から の通勤のため、高速自動車国道等でその利用が第 9条の6第3項に規定する基準に照らして通勤事 情の改善に相当程度資するものであると認められ るものを利用し、その利用に係る高速自動車国道 等特別料金等を負担することを常例とするもの (当該復帰の直前の勤務地と所在する地域を異に する公署に在勤することとなったことに伴い、通 常の通勤の経路及び方法による場合には当該復帰 前の通勤時間より長時間の通勤時間を要すること となること等の通勤の実情の変更を生ずる者で、 高速自動車国道等を利用しないで通勤するものと した場合における通勤距離が60キロメートル以上 若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通 事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会

るもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であ ると人事委員会が認めるものに限る。)

(2) (3) 略

(返納の事由及び額等)

第10条の2 給与条例第10条第8項の人事委員会規則 第10条の2 給与条例第10条第8項の人事委員会規則 で定める事由は、通勤手当(1月の支給単位期間に 係るものを除く。) を支給される職員について生じ た次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1) (2) 略

(3) 月の中途において大学院修学休業をし、自己 啓発等休業をし、休職にされ、停職にされ、専従 許可を受け、育児休業をし、外国派遣をされ、海 外随伴休暇を承認され、公益的法人等派遣をさ れ、又は退職派遣をされた場合であって、これら の期間が2以上の月にわたることとなるとき。

(4) 略

 $2\sim6$ 略

が認めるものに限る。)

(2) (3) 略

(返納の事由及び額等)

で定める事由は、通勤手当(1月の支給単位期間に 係るものを除く。) を支給される職員について生じ た次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1)・(2) 略

(3) 月の中途において大学院修学休業をし、自己 啓発等休業をし、休職にされ、停職にされ、専従 許可を受け、育児休業をし、外国派遣をされ、海 外随伴休暇を承認され、又は公益的法人等派遣を された場合であって、これらの期間が2以上の月 にわたることとなるとき。

(4) 略

 $2\sim6$ 略

(初任給調整手当の支給に関する規則の一部改正)

第4条 初任給調整手当の支給に関する規則(昭和37年鳥取県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

改正前

(支給額)

第6条 略

2 初任給調整手当を支給されている職員が休職にさ 2 初任給調整手当を支給されている職員が休職にさ れ、又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される 職員の処遇等に関する条例(昭和63年鳥取県条例第 3号)第2条第1項の規定により派遣され、鳥取県 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成 14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法人等派遣条 例」という。) 第2条第1項の規定により派遣さ れ、若しくは公益的法人等への一般職の地方公務員 の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10 条第1項の規定により退職し引き続き公益的法人等 派遣条例第10条に規定する特定法人に在職する場合 における当該職員に対する別表の適用については、 当該休職の期間(条例第12条の2第1号及び第2号 の規定により給与の全額を支給される休職の期間を 除く。)又は当該派遣若しくは当該特定法人に在職 した期間(同法第2条第1項又は第10条第1項の規 定による取決めにより初任給調整手当に相当する金 額を全額支給されることとなる場合には、当該期間

(支給額)

第6条 略

れ、又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される 職員の処遇等に関する条例(昭和63年鳥取県条例第 3号)第2条第1項の規定により派遣され、若しく は鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条 例(平成14年鳥取県条例第3号)第2条第1項の規 定により派遣される場合における当該職員に対する 別表の適用については、当該休職の期間(条例第12 条の2第1号及び第2号の規定により給与の全額を 支給される休職の期間を除く。) 又は当該派遣の期 間(同法第2条第1項の規定による取決めにより初 任給調整手当に相当する金額を全額支給されること となる場合には、当該期間を除く。) は、同表の期 間の区分欄に掲げる期間には算入しない。

を除く。)は、同表の期間の区分欄に掲げる期間に は算入しない。

3 略

3 略

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第5条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号)の一部を次のよう に改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

改正前

(定義)

第1条の2 この規則において、次の各号に掲げる用 第1条の2 この規則において、次の各号に掲げる用 語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ る。

 $(1)\sim(4)$ 略

(5) 一般地方独立行政法人等職員 地方独立行政 法人法(平成15年法律第118号)第8条第3項に 規定する一般地方独立行政法人、職員の退職手当 に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号)第9 条第5項第2号に規定する地方公社、鳥取県公益 的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14 年鳥取県条例第3号。以下「公益的法人等派遣条 例」という。) 第10条に規定する特定法人、国家 公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号) 第9条の2各号に掲げる法人、同令第9条の4各 号に掲げる法人(同令第9条の2各号に掲げる法 人を除く。)その他人事委員会がこれらに準ずる 法人であると認めるものに勤務する者をいう。

(期末手当の支給を受ける職員)

- 期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそ れぞれの基準日(以下「期末手当基準日」という。) に在職する一般職員(条例第16条の5各号のいずれ かに該当する者を除く。) のうち、次に掲げる職員 以外の職員とする。
 - $(1)\sim(9)$ 略
 - (10) 公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定に より派遣された職員(以下「公益的法人等派遣職 員」という。)のうち、給与の支給を受けていな い職員

(定義)

語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ る。

 $(1)\sim(4)$ 略

(5) 一般地方独立行政法人等職員 地方独立行政 法人法(平成15年法律第118号)第8条第3項に 規定する一般地方独立行政法人、職員の退職手当 に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号)第9 条第5項第2号に規定する地方公社、国家公務員 退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9 条の2各号に掲げる法人、同令第9条の4各号に 掲げる法人(同令第9条の2各号に掲げる法人を 除く。) その他人事委員会がこれらに準ずる法人 であると認めるものに勤務する者をいう。

(期末手当の支給を受ける職員)

第1条の3 条例第16条の4第1項前段の規定により|第1条の3 条例第16条の4第1項前段の規定により 期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそ れぞれの基準日(以下「期末手当基準日」という。) に在職する一般職員(条例第16条の5各号のいずれ かに該当する者を除く。) のうち、次に掲げる職員 以外の職員とする。

 $(1)\sim(9)$ 略

(10) 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関す る条例(平成14年鳥取県条例第3号)第2条第1 項の規定により派遣された職員(以下「公益的法 人等派遣職員」という。) のうち、給与の支給を 受けていない職員

(職員の旅費等に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 職員の旅費等に関する条例施行規則(昭和45年鳥取県人事委員会規則第25号)の一部を次のように改正

する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

(新たに採用された職員で赴任の対象となる者)

第3条 条例第2条第1項第4号の人事委員会規則で 第3条 条例第2条第1項第4号の人事委員会規則で 定める職員は、国、他の地方公共団体若しくは国立 大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第5項 に規定する国立大学法人等の職員又は地方独立行政 法人法 (平成15年法律第118号) 第2条第2項に規 定する特定地方独立行政法人の役員若しくは職員か ら引き続いて採用される職員(条例第1条に規定す る職員に採用されるものに限る。以下同じ。)、公 益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関す る法律(平成12年法律第50号。以下「公益的法人等 派遣法」という。)第10条第1項の規定により採用 される職員及び人事委員会の承認を得た職員とす る。

(新たに採用された職員で赴任の対象となる者)

定める職員は、国、他の地方公共団体若しくは国立 大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第5項 に規定する国立大学法人等の職員又は地方独立行政 法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規 定する特定地方独立行政法人の役員若しくは職員か ら引き続いて採用される職員(条例第1条に規定す る職員に採用されるものに限る。以下同じ。) 及び 人事委員会の承認を得た職員とする。

別表第3 (第17条関係)

第1 略

第2 条例第31条第2項の規定を適用する場合の基

 $(1)\sim(4)$ 略

(5) 職員が公益的法人等派遣法第5条第1項又 は第2項の規定により職務に復帰する場合にお いて、当該復帰に伴い住所又は居所を移転する ときには、当該移転について赴任の場合の旅費 の例により算定した額を支給するものとする。

(6) 略

第3 略

別表第3 (第17条関係)

第1 略

第2 条例第31条第2項の規定を適用する場合の基

 $(1)\sim(4)$ 略

(5) 職員が公益的法人等への一般職の地方公務 員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50 号) 第5条第1項又は第2項の規定により職務 に復帰する場合において、当該復帰に伴い住所 又は居所を移転するときには、当該移転につい て赴任の場合の旅費の例により算定した額を支 給するものとする。

(6) 略

第3 略

(住居手当に関する規則の一部改正)

第7条 住居手当に関する規則(昭和49年鳥取県人事委員会規則第33号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

改正前

(適用除外職員)

第2条 条例第9条の5第1項第1号の人事委員会規 第2条 条例第9条の5第1項第1号の人事委員会規 則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 略
- (平成15年法律第118号) 第2条第1項に規定す

(適用除外職員)

- 則で定める職員は、次に掲げる職員とする。
 - (1) 略
- (2) 国、他の地方公共団体、地方独立行政法人法 (2) 国、他の地方公共団体、地方独立行政法人法 (平成15年法律第118号) 第2条第1項に規定す

る地方独立行政法人、国家公務員退職手当法施行 令 (昭和28年政令第215号) 第9条の2各号に掲 げる法人、同令第9条の4各号に掲げる法人(同 令第9条の2各号に掲げる法人を除く。)、鳥取 県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 (平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法人 等派遣条例」という。) 第2条第1項に規定する 知事が別に定める地域医療を担う公的病院を開設 している公益的法人等若しくは同項各号に掲げる 公益的法人等、公益的法人等派遣条例第10条に規 定する特定法人又はその他特別の法律により設置 された法人で人事委員会が定めるものから貸与さ れた職員宿舎に居住している職員

(3) 略

る地方独立行政法人、国家公務員退職手当法施行 令 (昭和28年政令第215号) 第9条の2各号に掲 げる法人、同令第9条の4各号に掲げる法人(同 令第9条の2各号に掲げる法人を除く。)、鳥取 県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 (平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法人 等派遣条例」という。) 第2条第1項に規定する 知事が別に定める地域医療を担う公的病院を開設 している公益的法人等若しくは同項各号に掲げる 公益的法人等又はその他特別の法律により設置さ れた法人で人事委員会が定めるものから貸与され た職員宿舎に居住している職員

(3) 略

(職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第8条 職員の育児休業等に関する規則(平成4年鳥取県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正す る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

期間に相当する期間)

期間は、次に掲げる期間とする。

(育児休業をしている職員の期末手当に係る勤務した) (育児休業をしている職員の期末手当に係る勤務した 期間に相当する期間)

- 第7条 条例第7条第1項の人事委員会規則で定める 第7条 条例第7条第1項の人事委員会規則で定める 期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特 <u>に承認のあった期間のうち</u>、次に掲げる<u>期間以外の</u> 期間とする。
 - (1) 育児休業法第2条の規定により育児休業(鳥 取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 (平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法人 等派遣条例」という。) 第3条第1号に規定する 派遣職員(以下「公益的法人等派遣職員」という。) にあっては、育児休業、介護休業等育児又は家族 介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年 法律第76号) 第2条第1号に規定する育児休業) をしていた期間及び教育公務員特例法(昭和24年 法律第1号) 第26条第1項に規定する大学院修学 休業をしていた期間
 - (2) 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則 (昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号) 第1条 の3第2号、第3号、第5号、第6号又は第9号 <u>に掲げる職員として在職した期</u>間(職員の休職の 事由を定める条例(昭和56年鳥取県条例第7号) 第2条第1号の規定に該当して休職した期間を除 く。)

- (1) 休暇の期間その他勤務しないことにつき特に 承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の 期間
 - ア 育児休業法第2条の規定により育児休業(鳥 取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条 例(平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的 法人等派遣条例」という。) 第3条第1号に規 定する派遣職員(以下「公益的法人等派遣職員」 という。) にあっては、育児休業、介護休業等 育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する 法律(平成3年法律第76号。以下「育児介護休 業法」という。) 第2条第1号に規定する育児 休業)をしていた期間及び教育公務員特例法(昭 和24年法律第1号) 第26条第1項に規定する大 学院修学休業をしていた期間
 - <u>イ</u> 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則 (昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号)第1 条の3第2号、第3号、第5号、第6号又は第 9号に掲げる職員として在職した期間(職員の 休職の事由を定める条例(昭和56年鳥取県条例 第7号)第2条第1号の規定に該当して休職し た期間を除く。)
- (2) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣 等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第 2項に規定する退職派遣者(以下「退職派遣者」 という。) であった期間(育児介護休業法第2条 第1号に規定する育児休業をしていた期間を除 < 。)

期間に相当する期間)

期間は、公益的法人等派遣職員であった期間のうち 公益的法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定す る派遣先団体において勤務した期間及び退職派遣者 であった期間のうち公益的法人等派遣条例第10条に 規定する特定法人において勤務した期間とする。

(育児休業をしている職員の勤勉手当に係る勤務した (育児休業をしている職員の勤勉手当に係る勤務した 期間に相当する期間)

第8条 条例第7条第2項の人事委員会規則で定める 第8条 条例第7条第2項の人事委員会規則で定める 期間は、公益的法人等派遣職員であった期間のうち 公益的法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定す る派遣先団体において勤務した期間とする。

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第9条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改 正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前 改正後 (年次有給休暇の日数) (年次有給休暇の日数)

第12条 略

2 · 3 略

4 条例第14条第1項第3号の国家公務員、他の地方 4 条例第14条第1項第3号の国家公務員、他の地方 は、次に掲げる者とする。

(1)~(5) 略

(6) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣 等に関する法律(平成12年法律第50号。以下「公 益的法人等派遣法」という。) 第10条第1項の規 定により退職し引き続き鳥取県公益的法人等への 職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例 第3号。以下「公益的法人等派遣条例」とい う。) 第10条に規定する特定法人(以下「特定法 人」という。) に在職する者(以下「退職派遣 者」という。)

(7) 略

公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者 から引き続き職員となった者その他人事委員会規則 で定める者は、公益的法人等派遣条例第2条第1項 の規定により派遣されていた職員であって、公益的 法人等派遣法第5条第1項又は第2項の規定により 職務に復帰したものとする。

6 • 7 略

(病気休暇)

第15条 条例第15条第1項の人事委員会規則で定める|第15条 条例第15条第1項の人事委員会規則で定める 場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2 項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に 掲げる期間とする。

(1) 公務による負傷若しくは疾病(外国の 地方公共団体の機関等に派遣される職員の 処遇等に関する条例(昭和63年鳥取県条例 第3号)第2条第1項の規定により派遣さ れた職員に係る派遣先の機関、公益的法人 等派遣条例第2条第1項の規定により派遣 された職員(以下「公益的法人等派遣職員」 という。) に係る同条第3項第1号に規定 する派遣先団体又は退職派遣者に係る特定 法人における業務に係る業務上の負傷又は 疾病を含む。)又は通勤(地方公務員災害 補償法(昭和42年法律第121号)第2条第

第12条 略

2 · 3 略

公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者 公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者 は、次に掲げる者とする。

$(1)\sim(5)$ 略

(6) 略

5 条例第14条第1項第3号の国家公務員、他の地方 5 条例第14条第1項第3号の国家公務員、他の地方 公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者 から引き続き職員となった者その他人事委員会規則 で定める者は、鳥取県公益的法人等への職員の派遣 等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号。以下 「公益的法人等派遣条例」という。) 第2条第1項 の規定により派遣されていた職員であって、公益的 法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法 律(平成12年法律第50号) 第5条第1項又は第2項 の規定により職務に復帰したものとする。

6 • 7 略

(病気休暇)

場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2 項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に 掲げる期間とする。

略

(1) 公務による負傷若しくは疾病(外国の 地方公共団体の機関等に派遣される職員の 処遇等に関する条例(昭和63年鳥取県条例 第3号)第2条第1項の規定により派遣さ れた職員に係る派遣先の機関又は公益的法 人等派遣条例第2条第1項の規定により派 遣された職員(以下「公益的法人等派遣職 員」という。) に係る同条第3項第1号に 規定する派遣先団体における業務に係る業 務上の負傷又は疾病を含む。) 又は通勤(地 方公務員災害補償法(昭和42年法律第121 号) 第2条第2項及び第3項に規定する通

略

2項及び第3項に規定する通勤(公益的法 人等派遣職員及び退職派遣者にあっては、 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50 号) 第7条第2項及び第3項に規定する通 勤(当該派遣先団体又は特定法人において 就いていた業務に係る就業の場所を地方公 務員災害補償法第2条第2項第1号及び第 2号に規定する勤務場所とみなした場合に 同条に規定する通勤に該当するものに限 る。))をいう。以下同じ。)による負傷若 しくは疾病の場合

勤(公益的法人等派遣職員にあっては、労 働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号) 第7条第2項及び第3項に規定する通勤 (当該派遣先団体において就いていた業務 に係る就業の場所を地方公務員災害補償法 第2条第2項第1号及び第2号に規定する 勤務場所とみなした場合に同条に規定する 通勤に該当するものに限る。))をいう。 以下同じ。) による負傷若しくは疾病の場

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第10条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第17号)の一部を次

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

(年次有給休暇の日数)

第11条 略

2 · 3 略

- 公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者 は、次に掲げる者とする。
- $(1)\sim(5)$ 略
- (6) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣 等に関する法律(平成12年法律第50号。以下「公 益的法人等派遣法」という。) 第10条第1項の規 定により退職し引き続き鳥取県公益的法人等への 職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例 第3号。以下「公益的法人等派遣条例」という。) 第10条に規定する特定法人(以下「特定法人」と いう。) に在職する者(以下「退職派遣者」とい う。)

(7) 略

5 条例第12条第1項第3号の国家公務員、他の地方 5 条例第12条第1項第3号の国家公務員、他の地方 公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者 から引き続き職員となった者その他人事委員会規則 で定める者は、公益的法人等派遣条例第2条第1項 の規定により派遣されていた職員であって、公益的 法人等派遣法第5条第1項又は第2項の規定により 職務に復帰したものとする。

第11条 略

(年次有給休暇の日数)

2 · 3 略

4 条例第12条第1項第3号の国家公務員、他の地方 4 条例第12条第1項第3号の国家公務員、他の地方 公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者 は、次に掲げる者とする。

改正前

 $(1)\sim(5)$ 略

(6) 略

公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者 から引き続き職員となった者その他人事委員会規則 で定める者は、鳥取県公益的法人等への職員の派遣 等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号。以下 「公益的法人等派遣条例」という。)第2条第1項 の規定により派遣されていた職員であって、公益的 法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法 律(平成12年法律第50号)第5条第1項又は第2項 略

6 • 7 略

(病気休暇)

第14条 条例第13条第1項の人事委員会規則で定める 第14条 条例第13条第1項の人事委員会規則で定める 場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2 項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に 掲げる期間とする。

(1) 公務による負傷若しくは疾病(外国の 地方公共団体の機関等に派遣される職員の 処遇等に関する条例(昭和63年鳥取県条例 第3号)第2条第1項の規定により派遣さ れた職員(以下「外国派遣職員」とい う。) に係る派遣先の機関、公益的法人等 派遣条例第2条第1項の規定により派遣さ れた職員(以下「公益的法人等派遣職員」 という。) に係る同条第3項第1号に規定 する派遣先団体又は退職派遣者に係る特定 <u>法人</u>における業務に係る業務上の負傷又は 疾病を含む。)又は通勤(地方公務員災害 補償法 (昭和42年法律第121号) 第2条第 2項及び第3項に規定する通勤(公益的法 人等派遣職員及び退職派遣者にあっては、 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50 号) 第7条第2項及び第3項に規定する通 勤(当該派遣先団体又は特定法人において 就いていた業務に係る就業の場所を地方公 務員災害補償法第2条第2項第1号及び第 2号に規定する勤務場所とみなした場合に 同条に規定する通勤に該当するものに限 る。))をいう。以下同じ。)による負傷若 しくは疾病の場合

の規定により職務に復帰したものとする。

6 • 7 略

(病気休暇)

場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2 項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に 掲げる期間とする。

(1) 公務による負傷若しくは疾病(外国の 地方公共団体の機関等に派遣される職員の 処遇等に関する条例(昭和63年鳥取県条例 第3号) 第2条第1項の規定により派遣さ れた職員(以下「外国派遣職員」とい う。) に係る派遣先の機関又は公益的法人 等派遣条例第2条第1項の規定により派遣 された職員(以下「公益的法人等派遣職 員」という。) に係る同条第3項第1号に 規定する派遣先団体における業務に係る業 務上の負傷又は疾病を含む。) 又は通勤 (地方公務員災害補償法(昭和42年法律第 121号) 第2条第2項及び第3項に規定す る通勤(公益的法人等派遣職員にあって は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律 第50号) 第7条第2項及び第3項に規定す る通勤(当該派遣先団体において就いてい た業務に係る就業の場所を地方公務員災害 補償法第2条第2項第1号及び第2号に規 定する勤務場所とみなした場合に同条に規 定する通勤に該当するものに限る。))をい う。以下同じ。) による負傷若しくは疾病 の場合

(鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部改正)

第11条 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則(平成14年鳥取県人事委員会規則第2号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

改正前

(趣旨)

派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号。 以下「条例」という。) 第2条第2項第3号、第9 条、第19条及び第20条の規定に基づき、公益的法人 条及び第10条の規定に基づき、公益的法人等(条例

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県公益的法人等への職員の 第1条 この規則は、鳥取県公益的法人等への職員の 派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号。 以下「条例」という。) 第2条第2項第3号、第9

下同じ。) への職員(条例第1条に規定する職員を じ。) への職員(条例第1条に規定する職員をい いう。以下同じ。)の派遣等に関し必要な事項を定 う。以下同じ。)の派遣等に関し必要な事項を定め めるものとする。

(派遣職員等の報告)

第3条 略

2 任命権者は、条例第19条の規定により、毎年5月 末日までに、前年度において公益的法人等への一般 職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法 律第50号。以下「法」という。)第10条第1項の規 定により退職し引き続き条例第10条に規定する特定 法人(以下「特定法人」という。)に在職する者に 係る特定法人の名称、特定法人において業務に従事 する期間及び特定法人における処遇の状況等並びに 当該年度内に法第10条第1項の規定により職員とし て採用された者の採用後の処遇の状況等を人事委員 会に報告するものとする。

等(条例第1条に規定する公益的法人等をいう。以| 第1条に規定する公益的法人等をいう。以下同 るものとする。

(派遣職員等の報告)

第3条 略

附則

鳥取県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 久

鳥取県人事委員会規則第3号

鳥取県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県職員の退職管理に関する規則(平成28年鳥取県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前					
改 正 後 別表第1(第5条関係) 1·2 略	別表第1(第5条関係) 1・2 略 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)による 改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法					
9. II/d	律(昭和31年法律第162号)第16条第1項の教育 委員会の教育長					
<u>3</u> 略 4 略	<u>4</u> 略 <u>5</u> 略					
<u>5</u> 略 <u>6</u> 略	<u>6</u> 略 <u>7</u> 略					
<u>了</u> 略	<u>·</u> 略					
<u>-</u>	<u>9</u> 略					
						
<u>11</u> 略 <u>12</u> 略	<u>12</u> 略 <u>13</u> 略					
別表第2(第5条関係)	別表第2(第5条関係)					

- 1 管理職手当に関する規則(昭和33年鳥取県人事 委員会規則第22号) 別表第1に定める職(高等学 校及び特別支援学校の同表の区分に定める区分が 8種である職、警察官の職並びに別表第1の1の 項、2の項及び5の項から7の項までに定める職 を除く。)
- 2 警視以上の階級にある警察官(条例第1条に規 定する職員及び当該職員であった者に限る。) の 職(別表第1の3の項に定める職を除く。)
- 3 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する 条例(昭和41年鳥取県条例第39号)第12条の規定 の適用を受ける職(別表第1の10の項に定める職 を除く。)
- 4 病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する 条例(平成7年鳥取県条例第3号)第5条の規定 の適用を受ける職(別表第1の11の項に定める職

- 1 管理職手当に関する規則(昭和33年鳥取県人事 委員会規則第22号) 別表第1に定める職(高等学 校及び特別支援学校の同表の区分に定める区分が 8種である職、警察官の職並びに別表第1の1の 項、2の項及び6の項から8の項までに定める職 を除く。)
- 2 警視以上の階級にある警察官(条例第1条に規 定する職員及び当該職員であった者に限る。)の 職(別表第1の4の項に定める職を除く。)
- 3 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する 条例(昭和41年鳥取県条例第39号)第12条の規定 の適用を受ける職(別表第1の11の項に定める職 を除く。)
- 4 病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する 条例(平成7年鳥取県条例第3号)第5条の規定 の適用を受ける職(別表第1の12の項に定める職

を除く。) を除く。) 5 略 5 略 別表第3(第8条関係) 別表第3(第8条関係) 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一 部を改正する法律(平成26年法律第76号)による 改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法 律(昭和31年法律第162号)第16条第1項の教育 委員会の教育長 2 略 <u>3</u> 略 <u>3</u> 略 <u>4</u> 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項 に規定する旧教育長が同項の規定によりなお従前の例により在職する期間においては、改正後の鳥取県職員の 退職管理に関する規則の規定は適用せず、改正前の鳥取県職員の退職管理に関する規則の規定は、なおその効 力を有する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

鳥取県人事委員会規則第4号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(教育職給料表)	(教育職給料表)
第2条 略	第2条 略
2 略	2 略
3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適	3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適
用する。	用する。
(1) 小学校、中学校又は義務教育学校の校長、副	(1) 中学校又は小学校の校長、副校長、教頭、教
校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師(常	諭、養護教諭、栄養教諭、講師(常時勤務する者
時勤務する者及び短時間勤務職員に限る。)、助	及び短時間勤務職員に限る。)、助教諭及び養護
教諭及び養護助教諭	助教諭
(2)~(4) 略	(2)~(4) 略
(5) 文化政策課の専門員	
<u>(6)</u> <u>略</u>	<u>(5)</u> 略
<u>(7)</u> 略	<u>(6)</u> 略
<u>(8)</u> 略	<u>(7)</u> 略
<u>(9)</u> 略	<u>(8)</u> 略
<u>(10)</u> 略	<u>(9)</u> 略
<u>(11)</u> 略	<u>(10)</u> 略
<u>(12)</u> 略	<u>(11)</u> 略
<u>(13)</u> 略	<u>(12)</u> 略
<u>(14)</u> 略	<u>(13)</u> 略
<u>(15)</u> 略	<u>(14)</u> 略
<u>(16)</u> 略	<u>(15)</u> 略
<u>(17)</u> 略	<u>(16)</u> 略
<u>(18)</u> 略	<u>(17)</u> 略
<u>(19)</u> 略	<u>(18)</u> 略
<u>(20)</u> 略	<u>(19)</u> 略
4 略	4 略
(医療職給料表)	(医療職給料表)
第4条 医療職給料表(1)は、次に掲げる職員に対し	第4条 医療職給料表(1)は、次に掲げる職員に対し
て適用する。	て適用する。

- て適用する。
 - (1) 中部総合事務所又は西部総合事務所の局長、 所長、副局長、副所長、参事監、課長、医長、副 医長及び医師
- て適用する。
- (1) 中部総合事務所、西部総合事務所、東部福祉 保健事務所又は東部生活環境事務所の局長、所長、 副局長、副所長、参事監、課長、医長、副医長及 び医師

 $(2)\sim(5)$ 略

- - (1) 総合事務所福祉保健局健康支援課の課長(人 事委員会が定めるものに限る。)、課長補佐(人 事委員会が定めるものに限る。)、係長(人事委 員会が定めるものに限る。)、診療放射線主任、 管理栄養主任、歯科衛生主任、薬剤師、診療放射 線技師、管理栄養士、衛生技師及び歯科衛生士
 - (2) 総合事務所生活環境局の局長(人事委員会が 定めるものに限る。)、所長(人事委員会が定め るものに限る。)、副局長(人事委員会が定める ものに限る。)、副所長(人事委員会が定めるも のに限る。)、参事(人事委員会が定めるものに 限る。)、環境・循環推進課の課長(人事委員会 が定めるものに限る。)、課長補佐(人事委員会 が定めるものに限る。)、係長(人事委員会が定 めるものに限る。) 及び衛生技師並びに生活安全 課の課長、課長補佐(人事委員会が定めるものに 限る。)、係長(人事委員会が定めるものに限る。) 及び衛生技師

 $(3)\sim(7)$ 略

- (8) 福祉保健部又は生活環境部の参事監、参事、 課長補佐、係長、診療放射線主任、管理栄養主任、 歯科衛生主任、薬剤師、診療放射線技師、管理栄 養士、衛生技師及び歯科衛生士(人事委員会が定 めるものに限る。)
- 3 医療職給料表(3)は、次に掲げる職員に対して適 3 医療職給料表(3)は、次に掲げる職員に対して適 用する。
 - (1) 総合事務所の看護師及び准看護師

 $(2)\sim(6)$ 略

- $(2)\sim(5)$ 略
- 2 医療職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適 2 医療職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適 用する。
 - (1) 総合事務所福祉保健局健康支援課又は東部福 祉保健事務所健康支援課の課長(人事委員会が定 めるものに限る。)、課長補佐(人事委員会が定 めるものに限る。)、係長(人事委員会が定める ものに限る。)、診療放射線主任、管理栄養主任、 歯科衛生主任、薬剤師、診療放射線技師、管理栄 養士、衛生技師及び歯科衛生士
 - (2) 総合事務所生活環境局又は東部生活環境事務 所の局長(人事委員会が定めるものに限る。)、 所長(人事委員会が定めるものに限る。)、副局 長(人事委員会が定めるものに限る。)、副所長 (人事委員会が定めるものに限る。)、参事(人 事委員会が定めるものに限る。)、環境・循環推 進課の課長(人事委員会が定めるものに限る。)、 課長補佐(人事委員会が定めるものに限る。)、 係長 (人事委員会が定めるものに限る。) 及び衛 生技師並びに生活安全課の課長、課長補佐(人事 委員会が定めるものに限る。)、係長(人事委員 会が定めるものに限る。) 及び衛生技師

 $(3)\sim(7)$ 略

- 用する。
- (1) 総合事務所又は東部福祉保健事務所の看護師 及び准看護師
- $(2)\sim(6)$ 略

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成30年3月30日

> 鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

鳥取県人事委員会規則第5号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則(昭和33年鳥取県人事委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

(届出)

改正後

改正前

たる要件を具備するに至った場合には、人事委員会

が定める様式の通勤届によりその通勤の実情を速や

かに任命権者(委任を受けた者を含む。以下同じ。)

に届け出なければならない。同項の職員が次の各号

のいずれかに該当する場合についても同様とする。

(届出)

第3条 職員は、新たに給与条例第10条第1項の職員 第3条 職員は、新たに給与条例第10条第1項の職員 たる要件を具備するに至った場合には、人事委員会 が定める様式の通勤届によりその通勤の実情を速や かに任命権者(委任を受けた者を含む。以下同じ。) に届け出なければならない。同項の職員が住居、通 勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため 負担する運賃等の額に変更があった場合についても 同様とする。

(1) 任命権者を異にして異動した場合

(2) 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、 又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があっ た場合

(特別急行列車又は高速自動車国道等に係る通勤手当 の額の算出の基準)

第9条の7 略

- 2 略
- 3 第8条 (第1項第3号を除く。) の規定は、給与 条例第10条第4項第1号に規定する特別料金等の額 の3分の2に相当する額及び同項第2号に規定する 高速自動車国道等特別料金等の額の2分の1に相当 する額の算出について準用する。この場合において、 第8条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「特 別急行列車又は高速自動車国道等の」と、同項第1 号中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車 又は高速自動車国道等」と、「価額」とあるのは「価 額のそれぞれ3分の2又は2分の1に相当する額」 と、同項第2号中「普通交通機関等」とあるのは「特 別急行列車又は高速自動車国道等」と、「運賃等の」 とあるのは「特別料金等の額のそれぞれ3分の2又 は2分の1に相当する」と、同条第2項中「普通交 通機関等」とあるのは「特別急行列車又は高速自動 車国道等」と読み替えるものとする。

(特別急行列車又は高速自動車国道等に係る通勤手当 の額の算出の基準)

第9条の7 略

- 2 略
- 3 第8条(第1項第3号を除く。)の規定は、給与 条例第10条第4項第1号に規定する特別料金等の額 の2分の1に相当する額及び同項第2号に規定する 高速自動車国道等特別料金等の額の2分の1に相当 する額の算出について準用する。この場合において、 第8条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「特 別急行列車又は高速自動車国道等の」と、同項第1 号中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車 又は高速自動車国道等」と、「価額」とあるのは「価 額の2分の1に相当する額」と、同項第2号中「普 通交通機関等」とあるのは「特別急行列車又は高速 自動車国道等」と、「運賃等の」とあるのは「特別 料金等の額の2分の1に相当する」と、同条第2項 中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車又 は高速自動車国道等」と読み替えるものとする。

(給与条例第10条第5項の人事委員会規則で定める法|(給与条例第10条第5項の人事委員会規則で定める法| 人)

第9条の8 給与条例第10条第5項の人事委員会規則 第9条の8 給与条例第10条第5項の人事委員会規則 で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- (1) (2) 略
- (3) 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号) 第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政 法人

(4)・(5) 略

(返納の事由及び額等)

第10条の2 略

- 2 略
- 条第8項の人事委員会規則で定める額は、第1項第 2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由 に係る特別急行列車、同項第1号、第3号又は第4 号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利 用する全ての特別急行列車につき、使用されるべき 通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発 生月の末日にしたものとして得られる額の3分の2 に相当する額とする。

 $4\sim6$ 略

人)

- で定める法人は、次に掲げる法人とする。
 - (1) (2) 略
 - (3) 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号) 第8条第3項に規定する一般地方独立行政法人

(4)・(5) 略

(返納の事由及び額等)

第10条の2 略

- 3 特別急行列車に係る通勤手当に係る給与条例第10 3 特別急行列車に係る通勤手当に係る給与条例第10 条第8項の人事委員会規則で定める額は、第1項第 2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由 に係る特別急行列車、同項第1号、第3号又は第4 号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利 用する<u>すべて</u>の特別急行列車につき、使用されるべ き通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由 発生月の末日にしたものとして得られる額の2分の 1に相当する額とする。

 $4\sim6$ 略

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行し、同日以後の期間の通勤に係る通勤手当から適用する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成30年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

鳥取県人事委員会規則第6号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

	改	正後				改	正前	
刂表第1	(第2条、第3	(条関係)		別表第1	(第2条、	第3	条関係)	
	組織	職	区分		組織		職	区分
知事の2	本庁	略		知事の	本庁		略	
事務部		次長(名古屋代表部、	2種	事務部			次長(名古屋代表部、	2 種
局		衛生環境研究所、消		局			衛生環境研究所、消	
		費生活センター及び					費生活センター及び	
		農業大学校の次長を					農業大学校の次長を	
		除く。)					除く。)	
		局長					局長	
		原子力安全対策監					原子力安全対策監	
		東京本部の本部長					東京本部の本部長	
		関西本部の本部長					関西本部の本部長	
		行財政改革局職員人					行財政改革局職員人	
		材開発センターの所					材開発センターの所	
		長(人事委員会が承					長(人事委員会が承	
		認したものに限る。)					認したものに限る。)	
		総合事務センターの						
		<u>所長</u>						
		東部振興監					東部振興監	
		副局長(人事委員会					副局長(人事委員会	
		が承認したものに限					が承認したものに限	
		る。)					る。)	
		文化振興監					文化振興監	
		スポーツ振興監					スポーツ振興監	
		経済産業振興監					経済産業振興監	
		通商物流戦略監					通商物流戦略監	
		衛生環境研究所の所					衛生環境研究所の所	
		長(人事委員会が承					長(人事委員会が承	
		認したものに限る。)					認したものに限る。)	
		校長(人事委員会が					校長(人事委員会が	
		承認したものに限					承認したものに限	
		る。)					る。)	
		農業振興戦略監					農業振興戦略監	
		試験場統括本部の本					試験場統括本部の本	
		部長					部長	

			会計管理者						会計管理者	
			参事監						参事監	
			略						略	
	地方	略					地方	略		
	機関	米子工事	略				機関	米子工事	略	
		検査事務	検査専門員	5種				検査事務	検査専門員	5種
		所						所		
								東部福祉	所長	2種
									副所長(人事委員会	
								所	が承認したものに限	
									る。)	
									副所長	3種
									課長	0 12
		略						略	W. A.	
		精神保健	略					精神保健	略	
			次長(人事委員会が	4 番					次長(人事委員会が	4 種
			承認したものに限	4 1里				ター	承認したものに限	4 1里
		7	る。)						る。)	
			ఎ.)					古如此还		の種
									所長(人事委員会が	△性
									承認したものに限	
								所	る。)	
									副所長(人事委員会	
									が承認したものに限	
									る。)	
									所長	3種
									副所長	
									課長	
		食肉衛生	所長	3種				食肉衛生	所長	3種
		検査所						検査所		
		東部建築	所長	3種						
		住宅事務								
		所								
		略						略		
略				1		略			T	1
対育委		本庁	次長 (人事委員会が	1種		教育委		本庁		1種
会事	委員		承認したものに限			員会事	委員			
房局及	会事		<u>る。)</u>			務局及	会事			
が教育	務局		理事監			び教育	務局		理事監	
後関			<u>次長</u>	2種		機関				2種
			教育次長						教育次長	
									<u>次長</u>	
			センター長(人事委						センター長(人事委	
			員会が承認したもの						員会が承認したもの	
			に限る。)						に限る。)	
			参事監						参事監	
I			» тш		[I		I	» т.ш.	

			略	1				略	
		略					略	•	
	略					略			
市町村	略				市町村	略			
立学校					立学校	特別	支援学校	校長(学級の数が40	3種
								以上である学校の校	3
								長に限る。)	
								校長 (学級の数が15	2 4種
								以上40未満である学	É
								校又は分校若しくは	t
								寄宿舎を置く学校の	
								校長に限る。)	
								副校長	特 4
									種
								校長	5種
								教頭(学級の数が12	2
								以上である学校又は	t
								分校若しくは寄宿舎	Î
								を置く学校の教頭に	-
								限る。)	
								教頭	7種
								部主事である教諭	8種
	義務教	育学校	校長(学級の数が20	3種					
			以上である学校の校						
			長に限る。)						
			校長(学級の数が14	4種					
			以上20未満である学						
			校の校長に限る。)						
			副校長(学級の数が	特 4					
			14以上である学校の	種					
			副校長に限る。)						
			校長	5種					
			教頭(学級の数が14						
			以上である学校の教						
			頭に限る。)						
			副校長	特 6					
				種					
			教頭	7種					
略					略				
미미 리 //* ~	(hh c	夕印厂	`			(faka	o 夕 四 / ^ \		
別表第2		1 1		=			3条関係)		
給料表			管理職手当月額		桁科表		の区分	管理職手当月額	
	級		特定職を占め特定職			級		特定職を占め特定職	を白め
			る職員以外のる職員					る職員以外のる職員	
			職員					職員	

			再任用 職員以	再任用 職員	再任用 職員以	
			外の職	1194.5-4	外の職	1942
			員		員	
略						
教育職	略					
給料表	3級	略				
(2)		6種	50, 400	39, 800	50, 400	39, 800
			円	円	円	円
		特6	43, 300	36, 400	43, 300	36, 400
		種	円	円	円	円
		種略	円	円	円	円

備考

- この表において「特定職」とは、次に掲げる 職をいう。
 - (1) 知事の事務部局の本庁のうち東京本部、 関西本部、名古屋代表部、行財政改革局職員 人材開発センター、衛生環境研究所、砂丘事 務所、くらしの安心局消費生活センター、山 陰海岸ジオパーク海と大地の自然館、雇用人 材局鳥取県立倉吉ハローワーク、雇用人材局 鳥取県立米子ハローワーク、雇用人材局鳥取 県立境港ハローワーク及び農業大学校の職 (2)~(7) 略

2 略

			再任用	再任用	再任用	再任用
			職員以	職員	職員以	職員
			外の職		外の職	
			員		員	
略						
教育職	略					
給料表	3級	略				
(2)		6種	50, 400	39, 800	50, 400	39, 800
			円	円	円	円
		略				
略						

備考

- 1 この表において「特定職」とは、次に掲げる 職をいう。
 - (1) 知事の事務部局の本庁のうち東京本部、 関西本部、名古屋代表部、行財政改革局職員 人材開発センター、衛生環境研究所、砂丘事 務所、くらしの安心局消費生活センター、山 陰海岸ジオパーク海と大地の自然館、雇用人 材局鳥取県立米子ハローワーク、雇用人材局 鳥取県立境港ハローワーク及び農業大学校の 職

 $(2)\sim(7)$ 略

2 略

附則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成30年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

鳥取県人事委員会規則第7号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正 する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

改正前

(定義)

第1条の2 この規則において、次の各号に掲げる用 第1条の2 この規則において、次の各号に掲げる用 語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ る。

 $(1)\sim(4)$ 略

(5) 一般地方独立行政法人等職員 地方独立行政 法人法(平成15年法律第118号)第8条第1項第5 号に規定する一般地方独立行政法人、職員の退職 手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号) 第9条第5項第2号に規定する地方公社、国家公 務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第 9条の2各号に掲げる法人、同令第9条の4各号 に掲げる法人(同令第9条の2各号に掲げる法人 を除く。) その他人事委員会がこれらに準ずる法 人であると認めるものに勤務する者をいう。

期末手当の支給の対象とならない職員)

- 第2条 条例第16条の4第1項後段に規定する人事委 第2条 条例第16条の4第1項後段に規定する人事委 員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、こ れらの職員には、期末手当を支給しない。
 - (1) 略
 - (2) 期末手当基準日前1月以内に退職又は失職し た一般職員で、その退職又は失職の後期末手当基 準日までの間に次に掲げる者となったもの

ア~エ 略

才 略

(3) 略

2 略

- 第3条の2 前条第1項に規定する在職期間には、次 第3条の2 前条第1項に規定する在職期間には、次 に掲げる期間を算入する。
 - (1) 期末手当基準日以前6月以内の期間におい (1) 期末手当基準日以前6月以内の期間におい

(定義)

語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ る。

 $(1)\sim(4)$ 略

(5) 一般地方独立行政法人等職員 地方独立行政 法人法(平成15年法律第118号)第8条第3項に 規定する一般地方独立行政法人、職員の退職手当 に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号)第9 条第5項第2号に規定する地方公社、国家公務員 退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9 条の2各号に掲げる法人、同令第9条の4各号に 掲げる法人(同令第9条の2各号に掲げる法人を 除く。) その他人事委員会がこれらに準ずる法人 であると認めるものに勤務する者をいう。

(期末手当基準日前1月以内に退職した職員等のうち | (期末手当基準日前1月以内に退職した職員等のうち 期末手当の支給の対象とならない職員)

- 員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、こ れらの職員には、期末手当を支給しない。
 - (1) 略
 - (2) 期末手当基準日前1月以内に退職又は失職し た一般職員で、その退職又は失職の後期末手当基 準日までの間に次に掲げる者となったもの

ア~エ 略

才 教育長

力 略

(3) 略

2 略

- に掲げる期間を算入する。

て、次に掲げる者が一般職員となった場合は、そ の期間内においてそれらの者として在職した期間 ア~ウ 略

<u>エ</u> 略

(2) 略

2 略

別表第1 (第2条の3関係)

1	3320/13 = (213 =	216 2 0 124 1217	
	給料表	職員	加算割合
	略		
	医療職給料表	略	
	(3)	職務の級3級の職	100分の 5
		員	
	略		
	備考 略		

て、次に掲げる者が一般職員となった場合は、そ の期間内においてそれらの者として在職した期間

ア~ウ 略

エ 教育長

<u>才</u> 略

(2) 略

2 略

別表第1 (第2条の3関係)

給料表	職員	加算割合
略		
医療職給料表	略	
(3)	職務の級3級の職	100分の 5
	員 (人事委員会が	
	定める職員に限	
	<u>る。)</u>	
略		
備者 略		

備考 略

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条の2の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項 に規定する旧教育長が同項の規定によりなお従前の例により在職する期間においては、改正後の期末手当及び 勤勉手当の支給に関する規則の規定は適用せず、改正前の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の規定は、 なおその効力を有する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成30年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

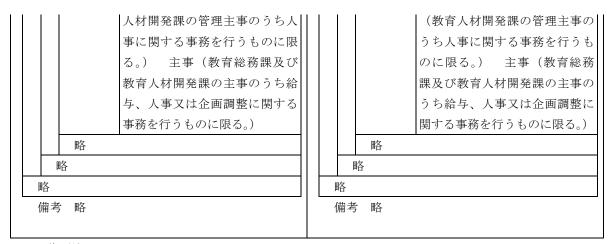
鳥取県人事委員会規則第8号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

	改 正 後				改 正 前
	1160			(Mr o 20 11 17)	
別表(第2条関		別	力表	(第2条関係)	
機関	職員			機関	職員
略加大片	************************************			格 士 <u></u>	休帮的 如目 阳事的 子如目
知本庁	統轄監 部長 理事監 本部長			本庁	統轄監 部長 理事監 本部長
事	東部振興監 次長 参事監		事		東部振興監 次長 参事監
の <u>事</u>	文化振興監 スポーツ振興監		の		文化振興監 スポーツ振興監
事	農業振興戦略監 局長 官房長		事		農業振興戦略監 局長 官房長
務	所長 原子力安全対策監 経		務如		所長 原子力安全対策監 経
部	済産業振興監 通商物流戦略監		部日		済産業振興監 通商物流戦略監
局	課長(農業大学校の課長を除		局		課長(農業大学校の課長を除
	く。) 室長(衛生環境研究所				く。) 室長(衛生環境研究所
	の室長を除く。) 副局長 副				の室長を除く。) 副局長 副
	本部長 副官房長 校長 館長				本部長 副官房長 校長 館長
	危機管理専門官 企画調整幹				危機管理専門官 企画調整幹
	民工芸振興官参事・チーム				民工芸振興官 参事 チーム
	長(東部振興課のチーム長に限				長(東部振興課のチーム長に限
	る。) 税務専門員 医長 課				る。) 税務専門員 医長 課
	長補佐(課内業務の総括又は庶				長補佐(課内業務の総括又は庶
	務に関する事務を行う課長補				務に関する事務を行う課長補
	佐、東部振興課の課長補佐のう				佐、総務課の課長補佐のうち知
	ち庁舎管理に関する事務を行う				事若しくは副知事の秘書又は庁
	<u>もの</u> 、総務課の課長補佐のうち				舎の秩序の維持に関する事務を
	知事若しくは副知事の秘書又は				行うもの、人事企画課の課長補
	庁舎の秩序の維持に関する事務				佐及び業務効率推進課の課長補
	を行うもの、人事企画課の課長				佐のうち行政組織又は職員定数
	補佐及び職員支援課の課長補佐				に関する事務を行うものに限
	<u>のうち職員の福利厚生</u> に関する				る。) 総括主計員 主計員
	事務を行うものに限る。)総				係長(総務課の係長のうち知事
	括主計員 主計員 係長(総務				又は副知事の秘書に関する事務
	課の係長のうち知事又は副知事				を行うもの、人事企画課の係長 <u>、</u>
	の秘書に関する事務を行うもの、				業務効率推進課の係長のうち行
	人事企画課の係長 <u>及び職員支援</u>				<u>政組織又は職員定数</u> に関する事
	課の係長のうち職員の福利厚生				務を行うもの及び福利厚生課の
	に関する事務を行うものに限				<u>係長</u> に限る。) 主事(総務課
	る。) 主事(総務課の主事の				の主事のうち知事又は副知事の

	略界税事務所	うち知事又は副知事の秘書に関する事務を行うもの、人事企画 課の主事のうち人事、給与又は 服務に関する事務を行うもの及 び職員支援課の主事のうち職員 の福利厚生に関する事務を行う ものに限る。) 所長 副所長 課長 課長補佐 (庶務に関する事務を行う課長 補佐に限る。)		略 県税事務所 東部福祉保健 事務所	秘書に関する事務を行うもの <u>及</u> <u>び人事企画課</u> の主事のうち人事、 給与又は服務に関する事務を行 うものに限る。)
					務を行う課長補佐に限る。)
	略	T		略	1
	精神保健福祉 センター	所長 次長		精神保健福祉 センター	所長 次長
					所長 副所長 課長 課長補佐 (庶務に関する事務を行う課長
	食肉衛生検査	THE WE		食肉衛生検査	補佐に限る。)
	及內閣生快宜 所	別女 公文		及內衛生恢宜 所	別女 公女
	東部建築住宅事務所	所長 次長			
	略			略	
会 計 管 理	略		会計質理	-	
局	** + =		者	-	数本目 四事
教育	教 本庁	次長 理事監 教育次長 参事 監 課長 室長 参事 センタ	教育		教育長 理事監 教育次長 次 長 参事監 課長 室長 参事
委		一長 教育人材開発主査 義務	委		センター長 教育人材開発主
員		教育主査 高校教育主査 課長	員	. 員	査 義務教育主査 高校教育主
会	会	補佐(課内業務の総括又は庶務	会	会	査 課長補佐(課内業務の総括
の	事	に関する事務を行う課長補佐、	0	事	又は庶務に関する事務を行う課
事	務	教育総務課の課長補佐及び教育	事	務	長補佐、教育総務課の課長補佐
務	局	人材開発課の課長補佐のうち給	務		及び教育人材開発課の課長補佐
部		与又は人事に関する事務を行う *のに関え、) ほ長 (教会総数	部		のうち給与又は人事に関する事
局等		ものに限る。) 係長(教育総務 課の係長のうち人事又は企画調	月第		務を行うものに限る。) 係長(教 育総務課の係長のうち人事又は
7		整に関する事務を行うもの及び			企画調整に関する事務を行うも
		教育人材開発課の係長のうち給			の及び教育人材開発課の係長の
		与又は人事に関する事務を行う			うち給与又は人事に関する事務
		ものに限る。) 管理主事(教育			を行うものに限る。) 管理主事



附則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規 則をここに公布する。

平成30年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

鳥取県人事委員会規則第9号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正す る規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年鳥取県人 事委員会規則第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

	改	正 後		Ī	改 正 前
	表(第2条関係) 1~3 略 4 八頭町			表(第2条関係) 1~3 略 4 八頭町	
	機 関	職		機関	職
	略			略	
	教育委員会事務局	次長 課長		教育委員会事務局	教育長 次長 課長
	略			略	
	5~7 略			$5 \sim 7$ 略	
	8 北栄町			8 北栄町	
	機関	職		機関	職
	略			略	
	町長部局	課長 出納室長 総務室		町長部局	課長 出納室長 総務室
		長 財務室長 支所長			長 財務室長
	略			略	
-	9~27 略	_	_	9~27 略	_
ſ	備考 略		1	備考 略	
	RAI DA				

附則

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

鳥取県人事委員会規則第10号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則(昭和49年鳥取県人事委員会規則第33号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

改正前

(適用除外職員)

- 則で定める職員は、次に掲げる職員とする。
 - (1) 略
 - (2) 国、他の地方公共団体、地方独立行政法人法 (平成15年法律第118号) 第2条第1項に規定す る地方独立行政法人、国家公務員退職手当法施行 令 (昭和28年政令第215号) 第9条の2各号に掲 げる法人、同令第9条の4各号に掲げる法人(同 令第9条の2各号に掲げる法人を除く。)、鳥取 県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 (平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法人 等派遣条例」という。) 第2条第1項に規定する 知事が別に定める地域医療を担う公的病院を開設 している公益的法人等若しくは同項各号に掲げる 公益的法人等その他の県以外の者から貸与された 職員宿舎に居住している職員
 - (3) 略

(適用除外職員)

- 第2条 条例第9条の5第1項第1号の人事委員会規 第2条 条例第9条の5第1項第1号の人事委員会規 則で定める職員は、次に掲げる職員とする。
 - (1) 略
 - (2) 国、他の地方公共団体、地方独立行政法人法 (平成15年法律第118号) 第2条第1項に規定す る地方独立行政法人、国家公務員退職手当法施行 令 (昭和28年政令第215号) 第9条の2各号に掲 げる法人、同令第9条の4各号に掲げる法人(同 令第9条の2各号に掲げる法人を除く。)、鳥取 県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 (平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法人 等派遣条例」という。) 第2条第1項に規定する 知事が別に定める地域医療を担う公的病院を開設 している公益的法人等若しくは同項各号に掲げる 公益的法人等又はその他特別の法律により設置さ れた法人で人事委員会が定めるものから貸与され た職員宿舎に居住している職員
 - (3) 略

附 則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する 規則をここに公布する。

平成30年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

鳥取県人事委員会規則第11号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正 する規則

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改 正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の構	闌に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。
改 正 後	改 正 前
(年次有給休暇の日数)	(年次有給休暇の日数)
第12条 略	第12条 略
2 · 3 略	2 • 3 略
4 条例第14条第1項第3号の国家公務員、他の地方	4 条例第14条第1項第3号の国家公務員、他の地方
公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者	公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者
は、次に掲げる者とする。	は、次に掲げる者とする。
(1)~(3) 略	(1)~(3) 略
(4) 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)	(4) 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)
第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人の	第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人の
役員若しくは職員又は同法 <u>第8条第1項第5号</u> に	役員若しくは職員又は同法 <u>第8条第3項</u> に規定す
規定する一般地方独立行政法人に使用される者	る一般地方独立行政法人に使用される者
(5)・(6) 略	(5)・(6) 略
5~7 略	5~7 略
(特別休暇)	(特別休暇)
第16条 条例第16条第1項の人事委員会規則で定める	第16条 条例第16条第1項の人事委員会規則で定める
	1

項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に 掲げる期間とする。

略	
(4) 結婚の場合	1週間以内
(4の2) 職員が不妊治療を受け	一の年におい
るため勤務しないことが相当で	て6日を超え
あると認められる場合	ない範囲内で
	その都度必要
	と認める期間
略	

場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2 場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2 項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に 掲げる期間とする。

略		
(4)	結婚の場合	1週間以内
略		
₩ <u>□</u>		

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第17号)の一部を次 のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後

改正前

(年次有給休暇の日数)

第11条 略

2 · 3 略

- 4 条例第12条第1項第3号の国家公務員、他の地方 4 条例第12条第1項第3号の国家公務員、他の地方 公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者 は、次に掲げる者とする。
 - $(1)\sim(3)$ 略
 - (4) 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号) 第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人の 役員若しくは職員又は同法第8条第1項第5号に 規定する一般地方独立行政法人に使用される者

(5)・(6) 略

 $5 \sim 7$ 略

(特別休暇)

場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2 項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に 掲げる期間とする。

14:/ 4//11:12 / 40	
略	
(4) 結婚の場合	1週間以内
(4の2) 職員が不妊治療を受け	一の年におい
るため勤務しないことが相当で	て6日を超え
あると認められる場合	ない範囲内で
	その都度必要
	と認める期間
略	

(年次有給休暇の日数)

第11条 略

2 · 3 略

- 公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者 は、次に掲げる者とする。
 - $(1)\sim(3)$ 略
- (4) 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号) 第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人の 役員若しくは職員又は同法第8条第3項に規定す る一般地方独立行政法人に使用される者

(5)・(6) 略

5~7 略

(特別休暇)

第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める 第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める 場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2 項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に 掲げる期間とする。

	77911F1 C 7 & 6		
略			
(4)	結婚の場合		1週間以内
略		l	
哈			

附則

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 久

鳥取県人事委員会規則第12号

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の級の分類に関する規則(平成18年鳥取県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する

	,,,		2000	(111) ;	17 -> 16					1. 3.2		<u> </u>	~ - 11	191	1-4	,,,	9770	.,,		改 正			,	<i>)</i> (-9		1 00
改 正 後																		<u> Т</u>	_ H'	1)						
													別表	第:	1			引職務分類表	等2条	関係)						
j	組織 職務の級 1級 2級 3級 4級 5級 6級 7級 8級 9級													組	L織	_	職	務の級	1級 2	級 3級	4級	5 級	6 級	7級	8級	9級
	和ス	_	略											111	本	\vdash	略									
	事		路 4 2 2 2 4 1	ntr A			1		I	I	-m m	1	1	事				LakeA			I		1	-m m		
	か事		所 行財政 人 及革局 画								課長			の事			行財政 改革局							課長		
	務	П	総合事	II/K								所長		務		пр	44-74	ET IAK								
1	部		務セン											部	3											
,	局	L	ター											局	j											
	+	也 総	略略												÷ih	-	略略									
			総合事務	所共			Y	長	次長	副局長	局長	所長	所長				総合事	務所共			次長	次長	副局長	局長	所長	所長
	ŧ	6	通(総合	事務							副局長						通(総						課長	副局長		
	E		所の他の							室長	参事監				関		所の他						室長			
		P	「職が掲げ ている場													所	職が掲									
			当該職に														当該職									
			ては本項														ては本									
			定を適用	しな													定を適	用しな								
		L	()°)													L.	(°را									
		UE	略 ¹ 税事務所							副所長	所長					+-	略 税事務所				I		副所長	所長		
		21	VIDE # 100101								副所長)IV	DL - 127 D						課長	副所長		
																東	部福祉保	健事務					副所長	所長		
		L														所							課長	副所長		
		40	略 背神保健福祉	·+ '/			y	大長	次長	次長						+-	略 神保健福	かかン			次長	次長	次長			
			7	III III C V					課長							 	TIL C >			課長	課長	(ATK				
																東	部生活環	境事務					副所長	所長		
		L														所							課長	副所長		
		16	*肉衛生検査	Ph			y	人長	次長							食	肉衛生検	査所			次長	次長				
		芽	(部建築住宅	事務			ď	長	次長	所長																
		彦	Ť																							
	min		略												mfe		略									
L	略数素		路											!! ⊢	略物	本	略									
		1 月		(本						課長	参事監	教育次	次長	育			本庁共	通(本					課長	参事監	教育次	
	委员	N.C.	庁の他の	項に						室長	センタ	長			委		庁の他	の項に					室長	センタ	長	
	Ę į		職が掲げ							参事	一長	次長		員			職が掲						参事		次長	
	会多事		ている場合							センタ 一長		理事監センタ		会事			ている場						センタ 一長		理事監 センタ	
	好 看		ては本項							K		一長			務		ては本						K		一長	
١,	局 月	7	定を適用	しな										局	局		定を適	用しな								
	及		い。)											及			い。)									
	び数													び 教												
	育										育															
į	幾		略											機	È	-	略							1		
	期	略												奘	_	略										
L	略														略											
別表第6 医療職給料表(1)級別職務分類表(第2条関係) 別:													別表	第(3	医療職給	料表(1)級別職務分	↑類表 (第:	2条関係	:)					
Γ	_	_			職務の経	級	1級		2級		3級		4 級		_	_	_		職務の級	1級		2 級		3級	4	1級
l ⊢	組織		地方機関				- 101	2 100					- 104	4 I 🛏	織	n etr	地方機関	日金公	***	- 101			局長			- 104
	答部		- AE2710000	#6 LI +1	129/21					局長副局					部月		AE27 186	d 1962 FT	+ 131//				副局			
										参事	監												参事	監		
										課長	ŧ												課長			
																			福祉保健事				所長			
																		務所					副月課長			
				略														略								
					健福祉*	t		課	長	所長									保健福祉セ		課	長	所長			
П				ンター		- 1		- 1		課長	ŧ.			Ш			l	ンタ・	_				課長	ŧ	1	

												東部生活環境 务所	事			所長 副所長 課長		
	略										略							
長第 7	医療職給料表(2	:)級別職發	6分類表(第2条関係	系)				別表第	§ 7 医	医療職給料表	表(2)級別職務	络分類表(第2条関係	Ķ)			
且織	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	組織	ķ.	職務の	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7 剎
事の事	略								知事	の事	略							
8部局	総合療育セン	臨床心理	臨床心理	臨床心理	臨床心理				務部	8局	総合療育セ	ン臨床心理	臨床心理	臨床心理	臨床心理			
	ター	士	±	主任	主任						ター	士	士	主任	主任			
		臨床検査	臨床検査									臨床検査	臨床検査					
		技師	技師									技師	技師					
											東部生活環	境					副所長	所長
											事務所							
	略										略							
等 9	海事職給料表級	別職務分類	表(第2	条関係)					別表第	59 油	事職給料妻	表級別職務分類	頁表(第2	条関係)				
L織	職務の級	1級		2級	3級	4級		5級	組織	ķ	職務の	級 1級	2	2 級	3級	4 級	ŧ	5級
事の事	務部局	航海士	航海	±: A	6長	船長			知事	の事務	8部局	航海士	航海士	· /	0長	船長		
		機関士	機関	士 お	幾関長	機関長						機関士	機関士	± #	幾関長	機関長		
		通信士	通信:	士: 角	抗海士長	課長補佐						通信士	通信士	: 角	抗海士長	課長補佐	:	
				ħ	機関士長	漁業取組	帝専							杉	幾関士長			
				ù	魚業取締専	門員								ù	魚業取締専	:		
		l		В	門員									F	月員			
				1.	150													

附 則